

2024年7月1日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

**「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

利用者の拡大<sup>※1</sup>に伴う改定

※1 法人のお客さまに加え、個人事業主のお客さまも対象とします。

2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。

改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

3. 改定日

2024年8月1日（木）

4. その他

該当のお客さまには、8月中旬以降、順次ご利用案内を送付させていただきます。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社 岩手銀行 システム部 清水・小山

電話 019-623-1111（代表）

以上

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改定前	改定後
1.サービスの利用条件 (1) (省略) (2) 本サービスの利用は日本国内の法人のお客様に限ることとします (3)～(6) (省略)  2 ～ 10 (省略)	1.サービスの利用条件 (1) (省略) (2) 本サービスの利用は日本国内の法人 <u>または</u> <u>個人事業主</u> のお客様に限ることとします。 (3)～(6) (省略)  2 ～ 10 (省略)